

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十五条において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定に基づき、公益社団法人奈良県シルバー人材センター協議会の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定しました。

平成二十九年十一月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 指定した業種及び職種並びに当該指定に係る市町村の区域

業種	職種	市町村の区域
一―農業	四十六―農業の職業	五條市
	七十五―運搬の職業	
	七十七―包装の職業	
	七十八―その他の運搬・清掃・包装等の職業	

備考 業種は日本標準産業分類の中分類に、職種は厚生労働省編職業分類の中分類に定める区分によります。

二 指定年月日 平成二十九年十一月一日